

○四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部情報教育ネットワーク
規程

(趣旨)

第1条 この規程は、四天王寺大学、四天王寺大学大学院および四天王寺大学短期大学部(以下「本学」という。)の「情報教育ネットワーク」(以下「本ネットワーク」という。)を学生が利用する際に必要な事項を定めることを目的とする。

(利用目的)

第2条 本ネットワークは、学生が教育・研究のために利用するものとする。

(運用管理)

第3条 本ネットワークの運用は、学長を管理責任者とし、日常の運用に関する業務は、高等教育推進センターが行う。

(利用資格)

第4条 本ネットワークを利用できる者は、次の通りとする。

- (1) 本学学生、科目等履修生および学術交流生
- (2) 学長が適当と認めた者

(利用許可)

第5条 前条に記載された者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 授業担当教員等による本ネットワーク利用指導を受けた者
- (2) 本ネットワーク講習会を受講した者

(利用期間)

第6条 第4条にあげる本ネットワークを利用できる者の利用期間は、次の通りとする。

- (1) 本学学生：在籍期間内
- (2) 科目等履修生：科目等履修期間内
- (3) 学術交流生：学術交流期間内
- (4) 第4条(2)の利用者は、学長が定めた期間内

(利用責任)

第7条 本ネットワークを利用した情報の受発信とその内容および当人に帰属する情報資源の取扱いについては、本ネットワーク利用者が責任を負うものとする。

(禁止事項)

第8条 本ネットワーク利用につき、次に掲げる行為を禁止する。

- (1) 第2条に定める目的以外の利用行為

- (2) 他人のユーザーIDを使用すること
- (3) 自己のユーザーIDを他人に使用させること
- (4) 本学および他の機関に対し、迷惑または損害を与えること
- (5) 他人の人権を損なうこと
- (6) 著作権を侵害すること
- (7) その他、法令および社会慣行に反する行為

(違反行為の措置)

第9条 利用者が前条の禁止事項に違反した場合、学長は当該利用者の利用を禁止することがある。

2 前条に該当する者については、本学学則に則り処分の対象とする。

(サービスの停止)

第10条 次の事由があるとき本ネットワークの利用を停止する。

- (1) 本ネットワークに関する保守点検または工事等のとき
- (2) 期末更新のとき
- (3) システム障害により本ネットワークの運用に機能障害がみられたとき
- (4) 学長が必要と認めたとき

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、本ネットワークの利用に関して必要な事項は学長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成20年4月1日から一部改正し施行する。
- 3 この規程は、平成29年4月1日から一部改正し施行する。
- 4 この規程は、令和3年4月1日から一部改正し施行する。